

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 6 日
契 約 業 者 名	(一財) 橋梁調査会
契 約 業 者 の 住 所	東京都文京区音羽 2 - 1 0 - 2
業 務 の 名 称	R 7 ・ R 8 関東MC 管内橋梁診断他業務
業 務 場 所	関東地方整備局管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、橋の健全性の診断の区分の決定を行うために最も重要な情報として、橋の状態を把握し、橋の性能の推定等の技術的な評価を行い、必要な橋の性能を確保の観点から、橋の上部構造、下部構造、上下部接続部の部材群の集合(以下、「要素」という。)の力学的な機能を担う部材群(システム)が果たす役割を踏まえ、次回定期点検までの措置の必要性等の検討し記録を行うものとする。 また、橋梁管理カルテの作成・更新及び技術力向上を図る研修補助を行うものとする。
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 4 月 1 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 7 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	4 2 4 , 8 7 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 8 , 1 4 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	4 3 3 , 0 1 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 橋梁診断他 (1) 橋梁(定期点検)診断(24回→31回) ・数量精査の結果、橋梁診断会議の運営補助を7回増 (2) 橋梁管理カルテ作成・更新(311橋→310橋) ・現地精査の結果、橋梁管理カルテ更新(様式3-1、様式3-3)第三者被害の橋梁数を1橋減工とする。 2. 橋梁毎の損傷集計表の作成 協議の結果、定期点検の対象橋梁647 橋について、損傷集計一覧表の作成を追加する。 3. 履行期間 上記増工にともない、履行期間を32日間延伸し、令和8年7月31日までとする。